

令和6年第6回うきは市教育委員会臨時会会議録

開催日時 令和6年3月13日（水） 18時00分～18時45分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 樋口 則之（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 家永 由里子（委員）

處 愛美（委員） 古賀 公彦（委員）

事務局 井上 理恵（学校教育課長） 山崎 穰（生涯学習課長）

物部 由紀子（指導主事）

議 事 議案第25号 うきは市立小・中学校県費負担教職員の訓告等取扱規程の
制定について

協議事項 （1）訓告等の非違行為に対する措置について

教育長	ただ今からうきは市教育委員会第6回臨時会を開催いたします。会議の日程は本日限りといたします。 本日の議事録署名者には、處委員を指名いたします。 協議事項については非公開としてよろしいですか。
全委員	賛成
教育長	議案第25号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第25号 うきは市立小・中学校県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について このことについては、うきは市立小・中学校県費負担教職員については懲戒処分に至らない非違行為について規程がないため、市の「うきは市職員の訓告等取扱規程」に沿って実施していましたが、今回、県費負担教職員の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められる場合の措置として制定するものです。この訓令は公布の日から施行するものです。
教育長	何かご意見・ご質問はありませんか。
C委員	「県費負担教職員」とはどのような職員ですか。
教育長	教職員は、任命権、給与等は県が担当していますが、学校は市が設置しており、服務監督は市教育委員会に委ねられています。ですので、各小・中学校の教職員は「県費負担教職員」となります。
D委員	訓告等は教員の履歴に影響しますか。
教育長	身分は県ですので懲戒処分は県教育委員会が行い、それ以外の措置については服務監督権がある市教育委員会が実施するものです。訓告等については履歴には記載されません。
C委員	戒告以上は県が行うのですか。
教育長	処分以上は県教育委員会が実施することになります。
C委員	訓告等は報道されるのですか。
事務局	「うきは市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に沿って行いたいと思いますが、市は訓告等の非違行為での公表はしていません。

A 委員	被害を受けた方から当該教職員の処分はあるのかと聞かれたら回答するの ですか。
事務局	その点については、総務課に確認します。
教育長	ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。
全委員	賛成
教育長	議案第 2 5 号については、議決に基づき、只今より告示をいたします。
教育長	協議事項 (1) 訓告等の非違行為に対する措置について ※ 非公開
教育長	それでは、全ての審議が終了しましたので、第 6 回教育委員会 臨時会を閉会いたします。